

松代町景観計画推進地区の区域変更について

資料B

令和7年2月19日
長野市景観審議会資料

1. 松代町景観計画推進地区について

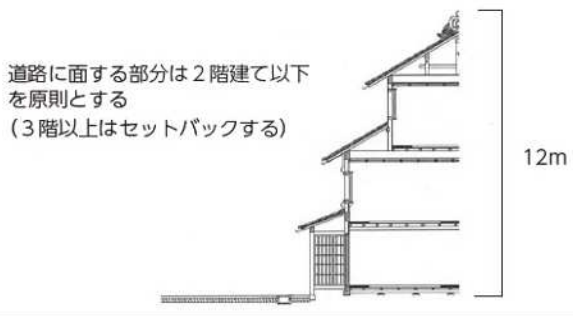
【経緯】

「景観法」第8条及び「長野市の景観を守り育てる条例」第7条の規定により、特に重点的に景観形成を図る必要がある地域として、長野市景観計画内で「松代町景観計画推進地区」を平成19年に指定した。

【目的】

松代町景観計画推進地区は、「歴史的街並みの保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善」を目的とし、主に高さの制限をしている。

2. 松代町景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種別・事項		内 容
建築物	高さの制限	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。
		道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根底をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。
		最高の高さを12メートル以下とする。ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。
		
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

3. 届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積500㎡を超えるもの
その他の行為		長野市一般地域における届出を要する規模に同じ

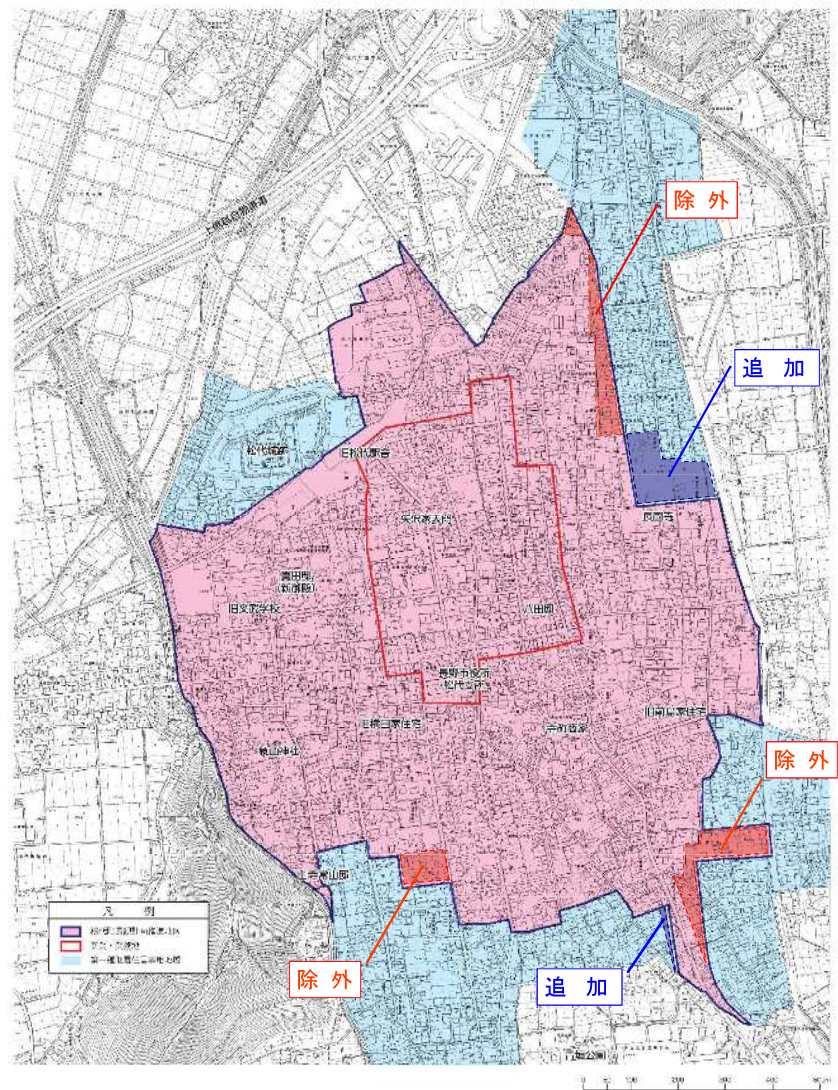
4. 区域変更の理由

松代町景観計画推進地区は用途地域の境界を基準としているため、用途地域の変更に伴い区域の変更も必要。

5. 区域変更のスケジュール

令和6年度	令和7年度
2月 長野市景観審議会（説明・意見聴取） 3月 地元説明	長野市都市計画審議会（2回審議） 決定告示

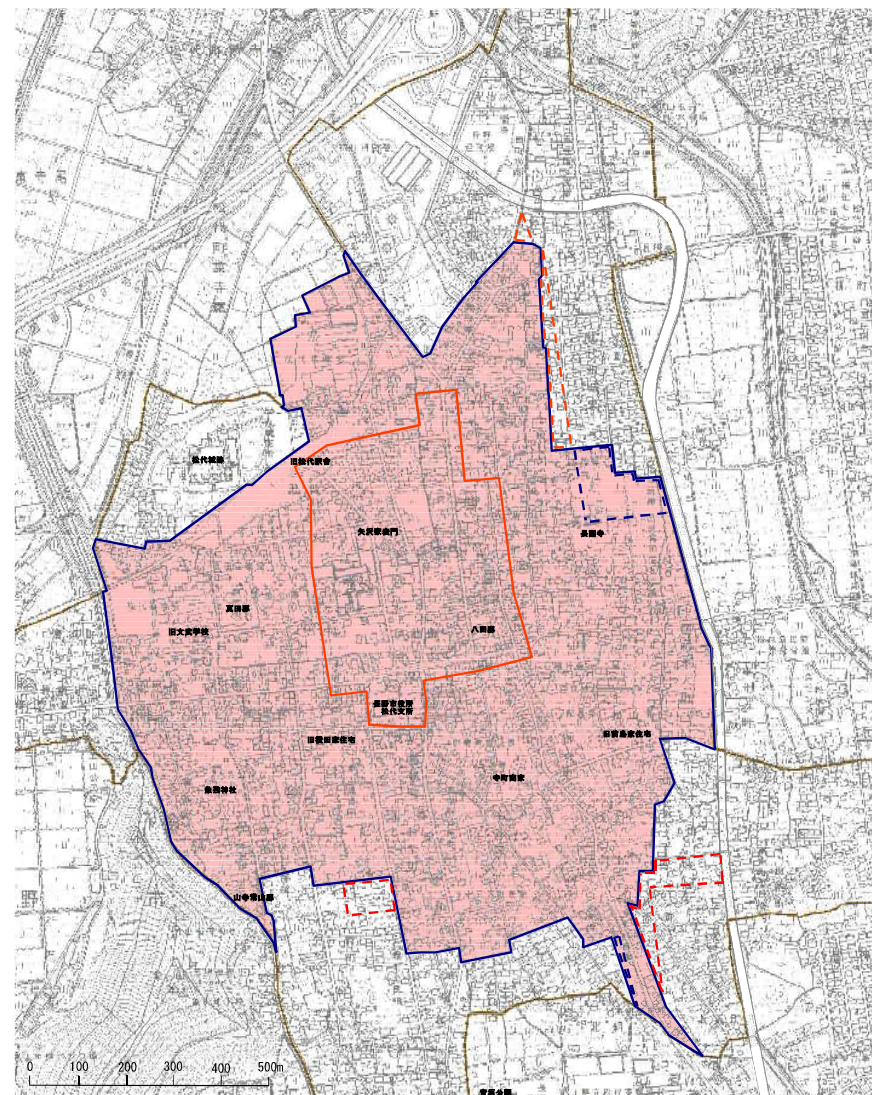
松代町景観計画推進地区（現在）



地区景観形成方針
「ゆつたりと歴史の流れを城下町」
武家屋敷、町家、門と塙、土蔵、御中り、染太鼓、町陣地など特徴のある景観資源を活かした歴史街並みを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆつたりと温いのある住環境の形成・改善を図る。

現在

松代町景観計画推進地区（変更案）



松代町景観計画推進地区
商業・業務地

変更後